

第5章 實現化方策

第5章 実現化方策

5-1 基本方針

(1) 基本的な考え方

本市のまちづくりの将来像「豊かな水と緑を活かし、安全・安心で快適に住み続けられるまち」を目指し、「全体構想」及び「地域別構想」を実現するため、都市整備を進めていく考え方を整理します。

市民、企業・事業所、行政が一体となった協働のまちづくりの推進について、また、将来像実現のために必要な全市総括的な措置や重点施策について、以下に示します。

5-2 協働のまちづくりの推進

(1) 基本的な考え方

本計画で示す方針は、公共的空間だけでなく市民や企業・事業所が所有する土地を含む市全域が対象であり、日常的に行われる様々な活動に関係します。

このため、市民や企業・事業所がまちづくりへ参加することが重要であり、「市民、企業・事業所、行政」（以下「三者」という。）のパートナーシップのもと、まちづくりに取り組むことが必要となります。

ここでは、三者による協働のまちづくりを推進するための取組や体制、役割を明確にします。

(2) 推進に向けた取組

まちづくりの主役である市民や企業・事業所が行政と一体となり、共通認識を持ってまちづくりに取り組むことが重要であり、都市計画の手法などを活用したルールづくりも必要です。

そこで、協働のまちづくりを推進していくために、本計画内容を広報誌やホームページ等で十分に周知します。さらに、市民や企業・事業所の参加を促すための情報提供をはじめ、計画の段階からの説明会や公聴会を開催するとともに、市のホームページを活用したパブリックコメントを実施するなど、市民や企業・事業所と一緒に今後の計画作成などに取り組めます。

(3) 推進体制の確立

市や地域が抱える課題を解決し、将来都市像を実現していくためには、都市計画関連の制度や施策だけでは対応できません。そのため、商工業、農林水産業、環境、防災、地域コミュニティ等、各種関連施策との連携を図り、まちづくりを総合的に推進していく必要があります。

そこで、国・県・関連機関等との調整はもとより、関係部署との横断的な庁内体制の構築を図るとともに、市民や企業・事業所を交えての推進体制づくりを進めます。



(4) 三者の基本的役割

①市民の役割

市民は行政区や校区単位でのコミュニティ組織をはじめ、NPO、ボランティア団体等の活動を通じてまちづくりへ参加しており、今後もこれらの活動に参加することが重要です。

このため、市民がまちづくりの主役であることを認識していくことが必要です。また、そのために、本計画内容の理解と共有化を図り、市民の持てる力を結集していくことで、「市民力」の向上へとつなげ、主体的な市民参加型のまちづくりを促進します。これがこれからの市民の役割と考えます。

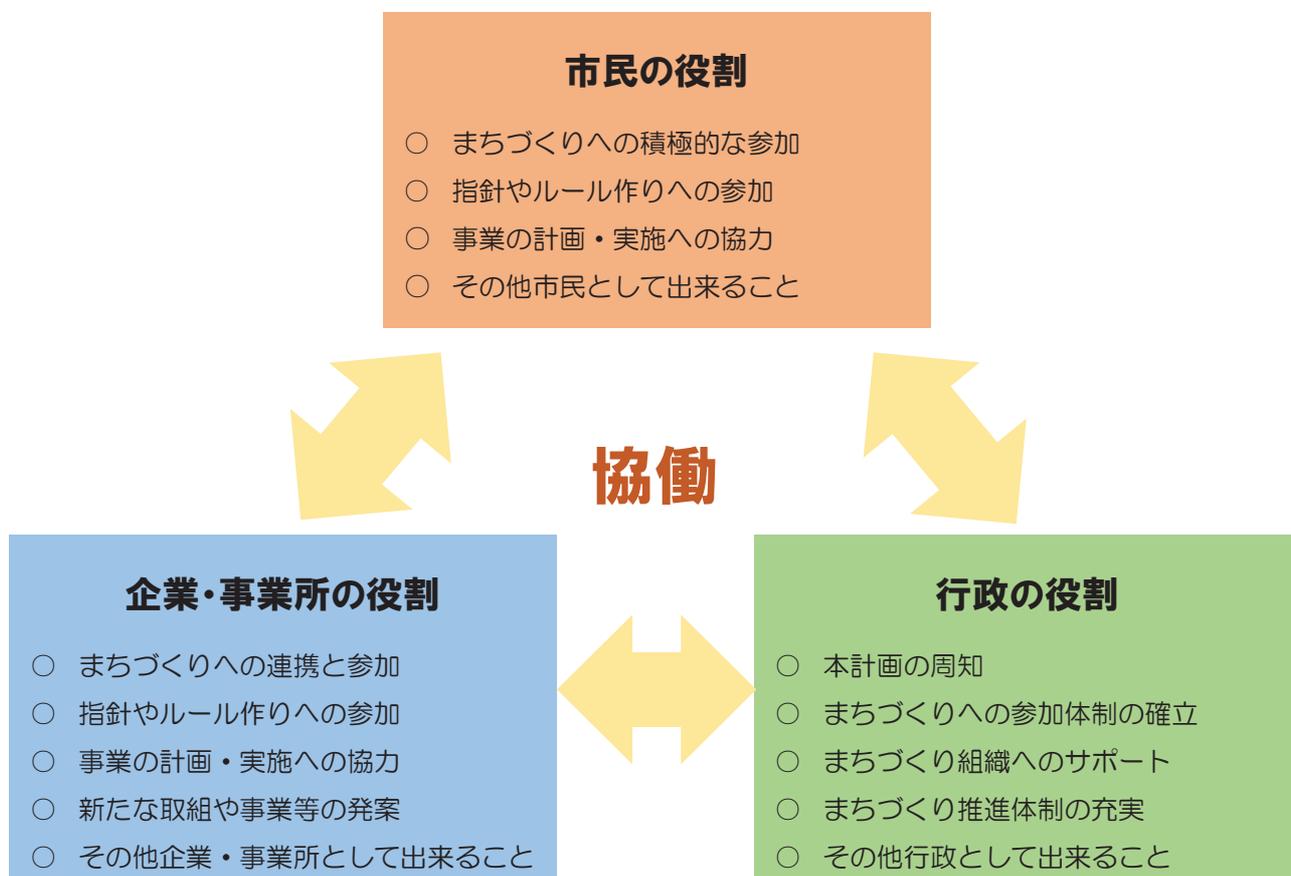
②企業・事業所の役割

企業・事業所は、多くの市民が働き、これまで地域に対して多くの貢献をしてきました。今後も、市内の企業・事業所として得意分野などを活かした、まちづくりへの積極的な参加を促進します。また、昨今の厳しい財政状況の中、民間活力を活かした新たな事業への取組や市への提案等を行うことがこれからの企業・事業所の役割と考えます。

③行政の役割

協働のまちづくりの推進には、市民や企業・事業所の積極的な参加が必要です。

そこで、市民や企業・事業所に対し、まちづくりへの関心が高まるような取組を推進します。また、継続的な情報の提供やまちづくり制度の内容等の説明を行い、市民や企業・事業所と協働してまちづくりの検討などを進め、地域のリーダー作りなどの支援や次世代のまちづくり組織の編成等の検討も推進していくことが行政の役割と考えます。



5-3 分野別及び主体別の取組

協働によるまちづくりでの三者の役割は分野によって大きく異なります。地域別構想で6つの分野（土地利用、交通、都市施設等、生活環境、都市防災、地域活性化）に分けて地域づくりの方針を示しましたが、分野毎に取組は異なります。

以下に、6つの分野別に協働のまちづくりを示します。

①「土地利用」分野

土地利用に関しては、行政が中心となって利用実態を把握することが重要です。

行政が主導して土地利用に関する計画（国土利用計画、農業振興地域整備計画等）を策定する際は、市民や企業・事業所からの土地利用に関する意向を十分に把握し、計画内容に反映させる必要があります。

市民及び企業・事業所は、十分な議論を経て策定された計画に沿った形での土地利用を進めることが重要になります。

また、市街化調整区域内において既に実施している江浦地区及び新開地区の都市計画法第34条第12号の区域指定による建築規制の緩和等について、市民や企業・事業所へ行政から周知を徹底し、さらなる浸透を図ることで、集落の活性化と生活利便性の向上を促進します。

②「交通」分野

道路交通に関して、行政が道路計画・整備の実行役として、市民のニーズを十分把握し、各種計画の策定、用地買収、道路整備の実施、道路活用に対する各種支援等を実施する必要があります。

市民や企業・事業所は、道路交通に対する問題意識を高め、利用者として行政の調査等に協力するとともに、地域社会の一員として道路の活用について積極的な参画に努めることが求められます。

公共交通に関して、行政は市民や企業並びに交通事業者の意見を調整し、利用者のニーズに合わせた長期的視点に立った計画を立案する必要があります。

市民や企業・事業所は、利用者として調査へ協力するとともに、公共交通のサービス維持のため公共交通の利用促進に協力していくことが重要になります。

交通事業者は、誰もが快適に利用できる公共交通実現のため、利便性の高い公共交通サービスの提供に努めることが求められます。

③「都市施設等」分野

施設整備（公園、上下水道、ごみ焼却施設、その他の公共施設）においては、基本的に行政主導で行うべき分野ですが、必要に応じて市民や企業・事業所は計画づくりへの参加や用地買収等への協力が求められます。また、民間活力の導入についても行政サイドで検討し、導入の際には市内の企業・事業所の参入が期待されます。

④「生活環境」分野

生活・環境分野に関して、地域でのコミュニティ活動やNPO・ボランティア活動、社会貢献活動への取組への市民や企業・事業所の参加が求められます。市の特長である美しい農村環境や自然景観の維持・保全、歴史的・文化的価値のある景観資源等の継承・活用においても、市民や企業・事業所の実践的な取組が重要です。

⑤「都市防災」分野

都市防災に関して、行政は、危険箇所の把握と、市民や企業への情報提供や防災意識の向上、災害に強い基盤整備等を主導して行います。

市民や企業は、自主防災組織の設立、一般建築物の耐震化、雨水貯留浸透施設の整備等、三者がそれぞれ可能な防災への取組を積極的に実施することが求められます。

⑥「地域活性化」分野

地域活性化に関しては、既存産業の振興と、企業誘致とで大きく役割が異なります。

既存産業の振興においては、農業・水産業を含む企業・事業所の既存事業の継続・発展が最も重要であり、行政や市民はそれぞれの立場からの側面的支援を行います。

一方、企業誘致に関して、行政は市民や企業・事業所の協力を得つつ、情報収集や候補企業との交渉、用地確保や優遇策の提示等の役割を担う必要があります。

5-4 実現化のための方策

全体構想及び地域別構想で定めた方針を実施していくために必要となる、市全域の総括的な措置や重点的に検討すべき方策について整理します。

①都市計画区域のありかたの検討

本市には、2つの都市計画区域（筑後中央広域都市計画区域及び大牟田都市計画区域）並びにみやま準都市計画区域が指定されており、将来都市像の実現に伴う課題の克服には、各区域の特性により違いが生じます。

それぞれで異なる土地利用規制が定められていることから、一体的なまちづくりを推進するため都市計画区域のあり方等について、「みやま市の都市計画区域のあり方検討委員会」を設けて検討を行いました。検討委員会では、「非線引きの都市計画区域」が相応しいとの結論に達し、あわせて用途地域以外には新たな土地利用規制を設け、適切な建築物の誘導を行うよう考えが示されています。

その提言をもとに、市全域で一つの都市計画区域の指定（線引き廃止）を受け、本市の一体的なまちづくりの推進と将来像を実現するため、引き続き協議を進めます。

②用途地域の見直し

本市では、瀬高地域と高田西部地域に用途地域が指定され、各用途地域に適した建物の誘導が進められてきましたが、社会情勢や市民の生活スタイルの変化から、求められる将来像と指定されている用途地域に隔たりが生じている地域も見られます。

そこで、今後、本市が目指すまちづくりを実現するため、地域の活性化を促し、生活環境の向上と商工業の振興を目的に、各種関連計画との調整を図りながら、必要に応じてそれぞれの地域に適した用途地域への見直しを検討します。

③市街化調整区域の保全・活用

高田西部地域は大牟田都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き都市計画）されています。

しかしながら、市街化調整区域内に整備されている有明海沿岸道路の IC や幹線道路周辺の利活用や、既存集落の維持・活性化のため建物の立地誘導も求められており、市街化調整区域内の整備・活用が求められています。

また、江浦地区及び新開地区においては、都市計画法第 34 条 12 号の区域指定による建築規制の緩和措置について、制度の周知等を行うことで積極的な活用を促し、集落地の生活利便性の向上を図っていく必要があります。

このため、本計画と農業振興との調整を図りつつ、都市計画法第 34 条第 11 号及び 12 号のさらなる活用、地区計画の策定、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律や地域未来投資促進法を活用した農用地区域からの除外、農地転用許可等、必要に応じた制度等の活用を検討します。

④ワンヘルスセンターの整備と周辺のまちづくりの推進

瀬高町高柳地区に計画されている福岡県のワンヘルスセンターの整備に合わせたまちづくりを推進します。また、ワンヘルスセンター周辺の道路網の整備の検討や、周辺はもとより市内全域にワンヘルスに関連する研究・産業関連施設や交流施設の立地誘導を推進します。

⑤防災まちづくりの推進

近年の気候変動の影響により、集中豪雨による浸水被害や土砂災害の危険性が高まっています。

これらを踏まえ、災害に強いまちづくりを実現するため、河川改修や避難経路確保のための道路整備、防災拠点となる公共施設等のハード面の対策とともに、災害関連情報の発信、防災教育、防災訓練等のソフト面の対策を推進します。

また、災害発生後に、早期かつ的確な復興を行えるよう、復旧復興体制や復興のまちづくりの方針など、復興事前準備の取組を推進します。

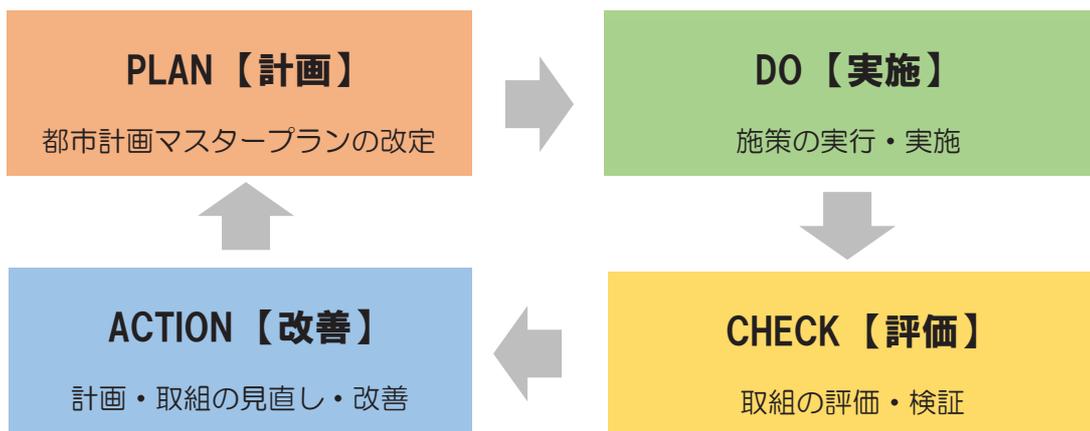
5-5 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の進行管理について

本計画を着実に進めるためには、施策の進捗状況を把握し、効果検証を行いながら達成状況を把握するとともに、必要に応じた見直しなどの適切な改善を行うことが重要です。

今後、本計画の方針に基づき各施策を進めていくにあたり、進捗状況を定期的に評価、検証し、関係各課と連携、調整を行いながら計画的かつ適切に管理を行っていく必要があります。

進捗状況の把握・評価においては、「PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）」の4つのステップで目標達成や計画改善を行う PDCA サイクルに基づく進行管理を実施し、まちづくりの将来像の実現を目指します。



(2) 計画の見直しについて

本計画では、今後約 20 年を見据えた中長期的な方針を定めています。しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢の変化は目まぐるしく、新たな課題の発生や市民ニーズの変化への対応も必要となることが予想されます。

このような変化などに柔軟かつ機動的に対応するため、以下の視点から必要に応じた見直しを行います。

①社会経済情勢の変化に応じた見直し

将来的な人口減少や少子高齢化の進行、デジタル化の進展、市民のライフスタイルの変化、持続可能な社会の実現、自然災害の発生、その他本市のポテンシャルを活かした新たなまちづくりへの転換など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に柔軟に対応していく必要があります。

そのため、これらの変化や市民ニーズの変化を踏まえつつ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

②上位関連計画の策定・改定に伴う見直し

本計画の策定にあたり、「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「第2次みやま市総合計画」などの上位計画に即すとともに、各種関連計画と整合を図っています。しかし、これらの上位関連計画は社会経済情勢の変化などに対応して見直しが随時行われています。

そのため、上位関連計画の大幅な見直しが行われ、都市計画マスタープランとの不整合が生じる場合は、本計画の見直しを行います。